

# しんじゅく区 くらしの情報

No.231

2015年11月

●編集発行●

新宿区立新宿消費生活センター  
TEL: 03-5273-3834

- 高齢者をねらう詐欺に  
気をつけよう! P.1~2
- 新宿消費生活センターからのお知らせ  
講座・イベント情報 P.3
- 消費生活相談 Q&A  
相談員コラム P.4



## 高齢者をねらう詐欺に気をつけよう!

- 平成26年度、都内消費生活センターに寄せられた高齢者の相談件数は3万9千件
- 超となり、過去最多を記録しました。
- 高齢者の行動に目と心を配り、「悪質商法」や「振り込め詐欺」などの被害から守りましょう。
- 高齢者の方も「おかしいな?」と思ったら、まず身近な人に相談しましょう。

### ケース1

### 甘い言葉や、巧みな芝居に乗せられないで!



A社から「社債」に関するパンフレット・申込書が送付される。数日後にB社から「A社からパンフレットが届いていませんか?そのパンフレットを受け取ったのは選ばれた人だけ。私どもB社の代わりに購入してもらえば2倍で買い取りますよ」と言われ、A社に申し込み、代金を送金。その後、B社から連絡がないので電話をしてみると所在不明の電話番号でした。

#### 対応

- 怪しい電話はすぐに切る
- 絶対にお金を支払わない

#### ▶ 要注意キーワード

選ばれた人しか買えません、高く買い取ります、代わりに申し込んで、被災地支援事業、東京オリンピック関連の投資、個人情報の削除依頼 など

## マイナンバー制度をかたる不審な電話にご注意ください!

マイナンバー制度に関して、  
国や区から電話で「登録は済みですか」と質問したり、  
個人情報を尋ねたりすることはありません。

おかしいと思ったら、「110番」「#9110」または最寄りの警察署に連絡してください。

## ケース 2

### お金の心配につけ込む儲け話に惑わされないで!

「上場される予定の未公開株があるんですが、銀行に預けるより儲かりますよ」ともちかけられ、「必ず値上がりするなら」と次々と財産をつぎ込んでしまいました。

#### 対応

- 儲け話には手を出さない
- 不審な点があったらすぐに家族や消費生活センターに相談

#### ▶▶ 要注意キーワード

必ず儲かります、投資商品、会社や組合への出資、未公開株 など



## ケース 3

### 「無料引換券」「格安」「粗品」に誘われて、気軽に足を踏み入れないで!

日用品が無料でもらえると出かけていくと、「今なら半額! 早い者勝ちです! 粗品も差し上げます」と言われ、雰囲気にもまれて最後は高額な契約になってしまいました。

#### 対応

- 「どうしてただでもらえるの?」などと理由を確認
- 見慣れない店や会場には気軽に行かない

#### ▶▶ 要注意キーワード

無料引換、今なら…、今だけ…、粗品、健康食品、布団、健康器具 など



## ケース 4

### 「水道管がさびている」「床下に白アリが」と、やさしく話しかける販売員に気をつけて!

「無料点検に来ました」と訪問され、「屋根が傷んでいる」「水道管がさびている」「床下に白アリがいる」などと言われ、次々と契約を持ちかけられました。

#### 対応

- きっぱり断る
- 一人で判断しない

▶▶ 要注意キーワード 無料点検、布団、浄水器、住宅リフォーム など



## 相談窓口

- 消費者ホットライン 電話番号 188 (いやや) お近くの相談窓口 (消費者生活センターなど) をご案内します。
- 警察相談専用電話 電話番号 # 9110 犯罪被害の未然防止など、生活の安全を守るための相談窓口です。
- 金融サービス利用者相談室 電話番号 0570-016-811 「預金・融資」「投資商品・証券市場制度・取引所」「保険商品・保険制度」「貸金業」などに関する相談窓口です。

#### ▼ 詳しい情報はこちらをご覧ください

- ★ 東京くらし WEB 「悪質商法被害防止共同キャンペーン」 <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/kourei.html>
- ★ 国民生活センター 「高齢者の消費者被害」 [http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/koureisya.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/koureisya.html)
- ★ 政府広報オンライン 「家族みんなで防ごう! 高齢者詐欺!」 [http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/korei\\_syohisya/index.html](http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/korei_syohisya/index.html)
- ★ 消費者庁 HP 「未公開株など新たな手口による詐欺的商法にご注意!」 [http://www.caa.go.jp/adjustments/index\\_3.html](http://www.caa.go.jp/adjustments/index_3.html)
- ★ 警視庁～振り込め詐欺対策 HP [http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/han\\_furikome/1\\_top.htm](http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/han_furikome/1_top.htm)
- ★ 金融庁 「金融サービス利用者相談室」 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/>
- ★ 金融庁 「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください!」 <http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html>

そう

相談しよう!

だ

大丈夫と思わない!

し

信じこまない!

お

おいしい話に  
のらない話!

おしだそう!  
高齢者詐欺!

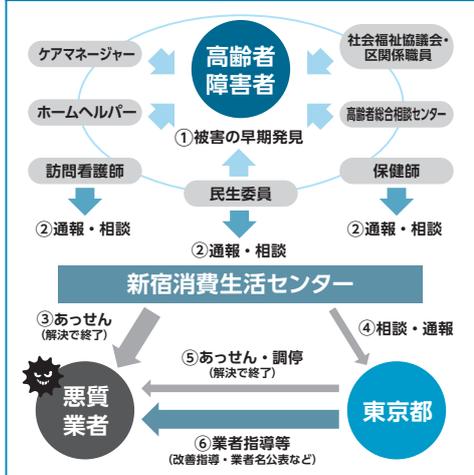




# 新宿消費生活センターからのお知らせ

## 悪質商法の被害防止、早期発見のために周囲の方々の温かい見守りを

### 新宿区悪質商法被害防止ネットワーク



### 悪質商法被害防止ネットワークを推進しています

区では、特に悪質商法の被害を受けやすい高齢の方や障害のある方の見守りを強化するため、悪質商法被害防止ネットワークを構築しています。(左記ネットワーク図参照)

このネットワークは、介護保険事業者、民生委員、高齢者総合相談センターなど、高齢者の生活に密着したサービスを行う事業者や相談機関等の協力を得て構築されており、平成27年9月末現在79事業者にご参加いただいています。ネットワークを活用した連携・通報体制により、潜在化しやすい高齢者などの被害の予防・早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

### 「ぬくもりだより」による注意喚起を行っています

75歳以上のお一人暮らしの方へお届けしている「ぬくもりだより」に、悪質商法に対する注意喚起記事を掲載しています。新宿消費生活センターでは年4回、最新の消費者トラブルの事例や悪質商法の手口を紹介しています。

### 出前講座をご活用ください

町会や高齢者クラブ、悪質商法被害防止ネットワークに参加している方々などの元へ、新宿消費生活センターの相談員を派遣する出前講座を実施しています。悪質商法の手口や被害の実例を基に、対応策について詳しく解説します。ご自身の被害防止だけでなく、周囲の方々の見守りのポイントについてもお話します。地域全体の見守り力強化にもお役に立てください。

**特殊詐欺**  
(オレオレ、還付金、  
架空請求詐欺等)  
に気をつけて!!

被害者の約9割が  
60歳以上!  
約8割が女性!

### 特殊詐欺の手口を知って!

- **オレオレ詐欺・還付金詐欺**
  - ・携帯電話をなくした、携帯電話が壊れ電話番号が変わった...
  - ・電車(タクシー、病院等)に鞆を忘れた、盗まれた...
  - ・不倫相手が妊娠、交通事故、医療ミス、示談金を...
  - ・医療費(保険金、税金など)が戻ります...
- **架空請求・振り込み類似詐欺**
  - ・必ず儲かる、購入権利があなたしかない、名義を貸してほしい...
  - ・有料サイトの利用料が未納である...
  - ・競馬、ロト6の当選情報を教えます、入会料を払ってください...
  - ・個人情報情報が漏れています、削除費用が必要...
  - ・マイナンバーを管理します。マイナンバーを貸して...

### 被害に遭わないために、これだけは実践しましょう

- ★ 「電話番号が変わった」と言われたら、子供や孫の元の携帯電話か、勤務先に確認の電話をかける。
- ★ 留守番電話を利用! 自動通話録音機、無料貸し出し中!
- ★ 本人以外には絶対にお金を渡さない!
- ★ お金をレターパック、宅配便で送らない!
- ★ 還付金等の返還手続きでATMに行かない!
- ★ マイナンバーや個人情報を他人に教えない!

牛込警察署 03-3269-0110 新宿警察署 03-3346-0110  
戸塚警察署 03-3207-0110 四谷警察署 03-3357-0110

## 消費者団体連絡会との協働事業を紹介します

### 9月1日(火)「消費者大学」講座修了式

地域における消費者教育の担い手となる人材育成を目的に開催しています。8年目となる今年度は「情報」をテーマに表示や広告・情報の見極め方について、全6回の講座を開催しました。170名の受講者の中から、全6回中5回以上受講され、当日出席された方19名に、吉住区長より修了証が授与されました。



### 9月9日(水)消費生活バス見学会

消費者の知識啓発と消費者団体の活動周知・促進を目的に年1回実施しています。今年度は化粧品工場と植物工場の施設見学を行いました。当日は、台風の影響で時折強く雨が降りましたが、参加者40名は熱心に施設見学を行いました。また車内では区内で活動する消費者団体の活動紹介が行われ、交流が図られました。



## 第37回しんじゅく区 くらしを守る消費生活展

参加  
無料

～未来につなげる消費者市民社会へ～

日程: 平成28年1月22日(金)・23日(土)  
会場: 新宿駅西口広場イベントコーナー  
内容: 展示ブース、販売、ステージイベントなど

キャラクターも  
応援にくるよ!



## 講座・イベント情報

新宿区内の消費者団体の講座・イベントです。  
みなさまのご参加をお待ちしています。

	講座・イベント名・講師	日時	会場	費用	主催・申込み・問合せ
1	TPPで私たちの食はどうかわるか	11月15日(日) 13:00～15:00	新宿消費生活センター分館 (高田馬場1-32-10)	無料	有機農産物愛好グループすずな会 当日直接・会場へ。30名。 広報しんじゅく10月15日号掲載。
2	手打ちそば教室	11月20日(金) 10:30～12:30	新宿消費生活センター分館 (高田馬場1-32-10)	1,000円 (材料費)	新宿区消費生活モニターOB会 往復はがきで11月14日必着まで。抽選で16名。 広報しんじゅく11月5日号掲載。
3	<シンポジウム> 電力自由化が始まる ～電力をどのように選べばよいのか～ (新宿消費生活センター委託講座)	11月26日(木) 13:30～16:30	新宿リサイクル活動センター (高田馬場4-10-2)	無料	新宿区消費者団体連絡会 往復はがきまたはFAXで、11月6日(必着)まで。抽選で60名。 広報しんじゅく10月25日号掲載。

\* 対象: 区内在住・在勤の方 \* 申込み: 「講座名・氏名・住所・電話番号(FAX番号)」を記入の上、右記へ。【往復はがき】〒169-0075 新宿区高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内 各主催団体宛て 【FAX】03-3205-1007 新宿消費生活センター分館内 各主催団体宛て \* 応募者多数の場合は抽選



# 高齢者の見守り事例から

高齢者の悪質商法の被害が増加しています。その手口は日々複雑化、巧妙化し、高齢者一人での対応が難しいため、被害の防止や回復には地域の見守りが大きな力となります。今回は、高齢者の見守り事例をご紹介します。



見守りによる高齢者の被害回復はどのように行われているのですか？



悪質商法被害防止ネットワーク（※3ページ参照）による実例でご説明します。

### ケース1

#### 【事例】

友人からの通報。一人暮らしのAさんが、「明日までに30万円を払うというメモが手元にあるのだが、何のことか全く記憶がない」と言う。以前も、布団の訪問販売で騙されたことがあり心配だ。何とかならないか。

#### 【消費生活センターの対応】

友人から本人に電話を代わってもらい、話を聞くと、「自分は水道屋を呼んだだけだ。」とのこと。まずは、本人のご了解を得て消費生活相談員がご自宅に訪問させていただきました。高齢者総合相談センターの地域担当者に同行してもらい訪問したところ、台所に真新しい浄水器があり、契約書も見つかりました。頭金を払っており、残金を払う約束だったようです。幸い、クーリングオフの期間内であったので、契約は解除でき、頭金も返金されました。認知症状が見受けられることから、高齢者総合相談センター職員が社会福祉協議会に連絡し、財産保全の働き掛けをしてもらいました。親族とも面談でき、過去の被害や今後の見守りについても、話し合いました。

### ケース2

#### 【事例】

自宅療養中で一人暮らしのBさん。ヘルパーさんが訪ねた時、見知らぬ男性がBさん宅にいた。どなたですかと聞くと靴屋だと言う。不審に感じ、すぐにケアマネジャーに報告。ケアマネジャーが飛んで来たが、その男性はいなかった。Bさんは「これから印鑑証明を取りに出かけるんだ。」と言う。ケアマネジャーが「何の為に？」と聞いても、「よくわからない。」と言う。出かける必要はないと説得した。枕元に、

不動産屋の名刺を発見し、高齢者総合相談センター職員に報告。職員から消費生活センターに通報された。通報の後、Bさん宅のマンションを転売するための契約書が見つかった。

#### 【消費生活センターの対応】

本人が自宅療養中であるにもかかわらず、その自宅の転売を持ちかけるという悪質な事業者でした。本人に了解をいただき、名刺や契約書をセンターにFAXしてもらいました。電話で本人と話すも、契約の理解がない状態でした。センターが関わることの了解をいただき、高齢者総合相談センター職員の助けを借りて、本人に取消通知を書いてもらい投函。相談室からも、事業者に連絡をしました。日を改めて、ケアマネジャー、高齢者総合相談センター職員、消費生活相談員と一緒に本人宅を訪問し、詳しいいきさつの確認、本人の現状の把握、今後の対応の打ち合わせ等を行いました。その後、事業者から契約破棄を取り付けるとともに、本人の通帳や印鑑等を社会福祉協議会でお預かりする権利擁護契約をしていただき、財産保全に努めました。

消費生活センターでは、このように、通報を受けると、高齢者宅に外向き、介護や福祉の専門家の協力を得ながら、被害の状況、経緯、本人の身体や身辺の状況、家族関係など幅広く正確な実態の把握に努めます。そして悪質商法の被害回復だけでなく、介護や福祉行政、成年後見制度にもつながるような対応を目指しています。

悪質商法被害防止ネットワークを一層強化するためには、高齢者の見守り役となる、身近な方々の一歩踏み込んだ気遣い、声かけ、観察力が欠かせません。周りの「気づき」が、ネットワークを生かします。皆さまのご協力をお願いします。



## 相談員コラム

### 秋の夜長に…… ～強引な電話勧誘に注意～

秋になると、お鍋が恋しくなりますね。個人的には、魚介のたっぷり入ったお鍋が好きです。秋の夜長に、さっぱりしたカニ鍋で、冷たいビールや白ワインがあれば、最高です。そうそう、カニと言えば、カニの押し売りが横行しています。金賞を取ったカニだとか、破格の値段で提供しますとか、おまけにホタテもつけますなどと言って、高齢者を相手に、かなり強引な電話勧誘をしているので、消費者庁も警告を出しています。断ったのに勝手に代引きで送られたなんていうのもありますね。

電話勧誘は、契約書の交付義務があり、交付から8日以内ならクーリングオフできます。一部食べてしまった場合でも、クーリングオフ可能です。残りをそのまま返送すればOKです。ちなみに、我が家の父は、ナンバーディスプレイにして、知らない電話には一切出ません。今のところは、電話勧誘被害はゼロです。悪質な電話をシャットアウトする電話機も発売されています。各家庭で工夫してくださいね。さて、私はカニには手が出ないから、今夜の夕食は、カニもどき鍋にでもしましょうか…。

商品の購入・契約などの  
トラブルでお困りの  
区民の皆様のために

消費生活  
相談室

電話番号 03-5273-3830  
所在地 新宿区新宿5-18-21 第二分庁舎  
相談日 月～金曜日（祝日等を除く）  
▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分